

【重要】申請者施工に関する留意点

<現地で実際に工事する担当者さまにも回覧ください>

★工事施工承認書受領後に施工をしてください

- 岡山市下水道河川局が管理する取付桝、汚水桝、雨水桝、取付管等の下水道施設を新設、修繕、取替等を行う場合には必ず下水道法第16条にもとづく「公共下水道の施設に関する工事施工承認願」を提出し、承認書受領後に工事を行ってください。無許可工事が確認された場合には従前の状態に復旧後、承認手続きを行うことになるため、ご留意ください。

★申請した工事完了日までに完成書類を提出

- 完成書類の未提出が多く見られます。申請した工事完了日までに提出をお願いします。
- 完成写真で全景、桝近景、桝底（インバート部）拡大写真を必ず添付してください。

★取付管の平面形状は直線で

- 取付管の平面形状は直線とし、やむを得ない場合には15°以内の曲管を1箇所のみ許容（15°は自在曲管の調整量を含む）これに沿わない曲がり施工は手直しを指示します。

★取付桝は官民境界より1m以内

- 取付桝は桝本体が1m以内となるように設置してください。（桝芯が1mではありません）

★支管の削孔はコアドリル(円形)

- 支管の本管削孔は管種を問わずコアドリル（円形）で行ってください。（手はつりは認めません）

★支管材料は可とう性とし、接着剤は規定量塗布及び番線固定

- 支管材料は、本管が塩ビ管の場合には【可とう性支管（メカロック同等品）】を使用してください。
- 本管がコンクリート管・陶管等の場合には【可とう性支管（90SHR-K同等品）又は可とう性支管（HAM-QE-K同等品）】とし、所定量の支管接合用接合剤を接合面に塗布し、本管径φ300未満の場合は番線にて締め付け圧着固定してください。また本管径φ300以上の場合は、セメントモルタルにて固定すること。
- 人孔接続の場合は【マンホール用可とう継手（拡張型）】を使用してください。
- 支管を接着剤の塗布量不足が見受けられるのでご注意ください。（アロン製下水道用接合剤：500g/箇所、エスロンドレンタイト：1000～1250g/箇所など接着剤メーカーの説明書による。）

★舗装の路盤材料は粒調砕石（M-30）

- 路盤材は再生砕石（RC-40）でなく必ず粒調砕石（M-30）で施工してください。
- 舗装構成は必ず道路管理者に確認して申請及び施工してください。

★アスファルト乳剤の所定量を散布

- アスファルト乳剤の散布量不足が見受けられますので所定量散布ください。（路盤と表層の間：プライムコートの散布量1.26L/m²、表層と基層の間：タックコートの散布量は0.43L/m²）

★関係機関の手続き

- 申請者施工において、各区役所地域整備課、各区役所農林水産振興課、警察等に対し必要な手続きを行い、許可等を受けたいうでの施工をお願いします。

上記を厳守ください。守られていない場合には手直し工事を指示します。

取付ます及び取付管等の申請者施工における注意事項(R3.5.10改定)

岡山市下水道河川局下水道保全課

1 取付ます

(1) 取付ます設置基準

- ① 取付ますを民地内に設置する場合には、官民境界より1.00m以内に設けること。取付ますへの化粧蓋は維持管理において問題があるため、別途協議をすること。

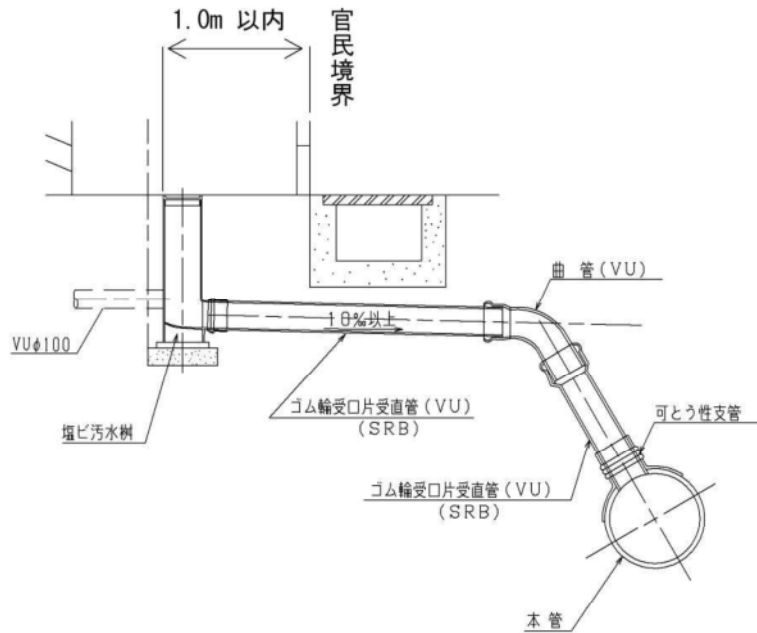


図 1-1 取付ます（塩ビ樹）・取付管標準布設図（参考図）

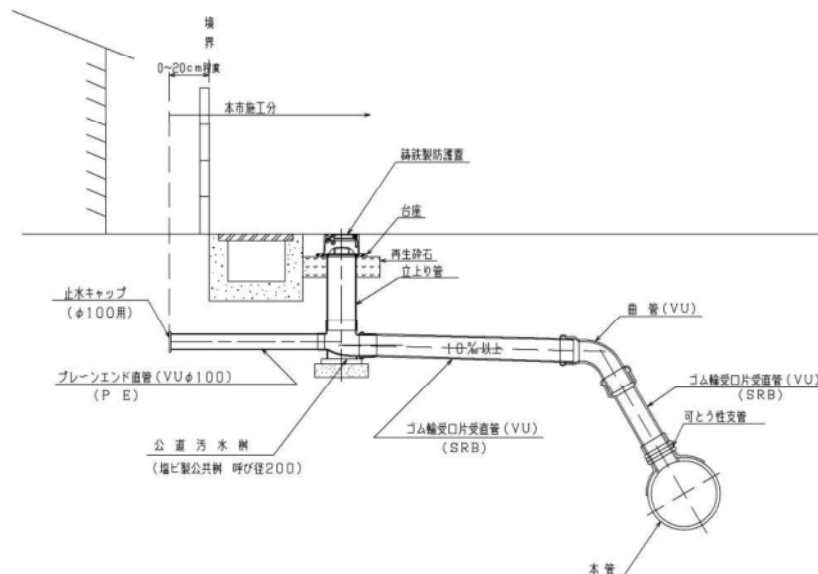


図 1-2 取付ます（塩ビ製公道樹）・取付管標準布設図（参考図）

(2) 柵の形式

取付ますの形式は、塩ビ取付ます（横型）を標準とし、地下埋設物あるいは水路等が深く、 $H=1500$ までの横型では施工できない場合に限り、塩ビ取付ます（縦型）（宅地柵、底抜き流出方式）を使用すること。

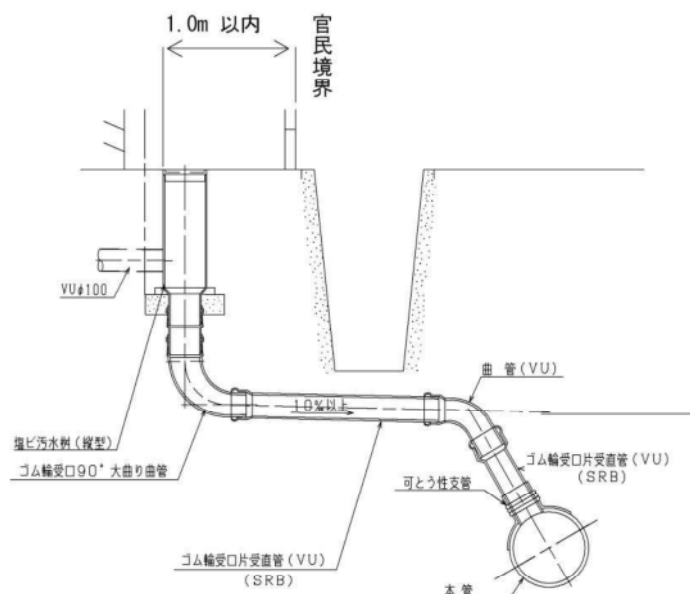


図 1-3 塩ビ取付ます（縦型）の使用例

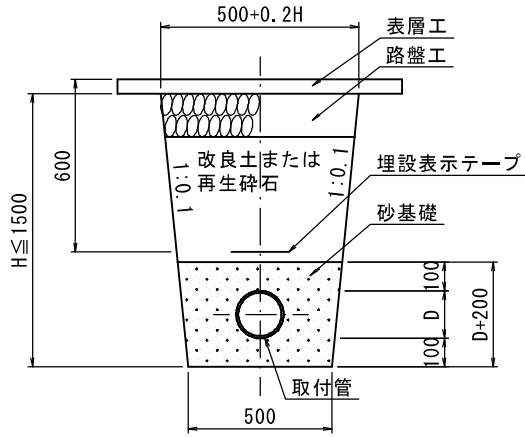
2 取付管

取付管については、次のとおりとする。

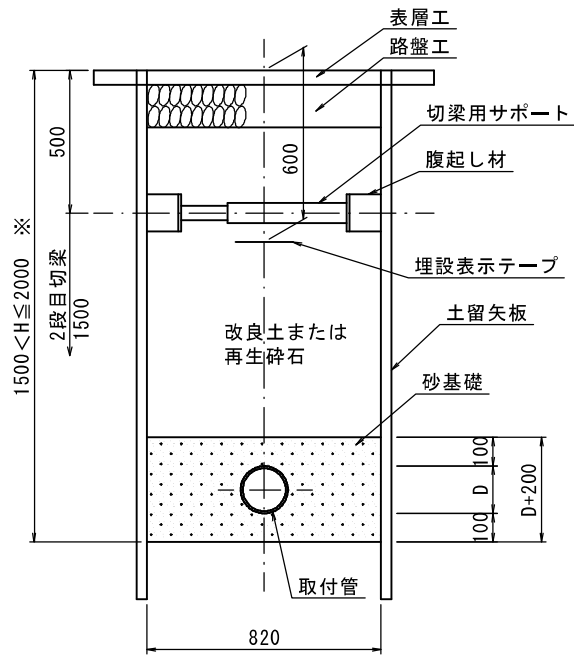
- ① 取付管は本管接続を標準とし、人孔接続とする場合には別途協議する
- ② 取付管の布設方向は、本管に対し直角とする（やむを得ず直角でない場合は別途協議）
- ③ 取付管の取付位置は、管頂 120° 間を原則とする
- ④ 取付管の平面形状は直線とし、やむを得ない場合には 15° の曲管を1箇所のみ許容する（自在曲管を使用する場合は 0° のものとする）
- ⑤ 取付管の勾配は、 1.0% 以上（ $1/100$ 以上）とし、支管手前から急勾配で取付ける
- ⑥ 支管接続の本管削孔はコアドリル（円形）で行うこと（手はつりは認めない）
- ⑦ 隣接する取付管支管との間隔は取付管中心で 1m 以上離すこと
- ⑧ 支管材料は、本管が塩ビ管の場合には【可とう性支管（メカロック同等品）】を使用すること
- ⑨ 支管材料は、本管がコンクリート管・陶管等の場合には【可とう性支管（メカロック、90SHR-K同等品）】とし、所定量の支間接合用接着剤を接合面に塗布し、番線にて締め付け圧着固定すること
- ⑩ 人孔接続の場合は【マンホール用可とう継手（拡張型）】を使用すること
- ⑪ 取付管の管径は、標準 $\phi 150\text{mm}$ とし、最大は $\phi 200\text{mm}$ とする（ $\phi 150\text{mm}$ で不足する場合には別途協議）ただし、本管が $\phi 150\text{mm}$ の場合は $\phi 100\text{mm}$ とする
- ⑫ 取付管径が $\phi 200\text{mm}$ の場合、本管の管径は $\phi 380\text{mm}$ 以上とする
- ⑬ 本管、取付管等の上部には埋設表示テープを敷設すること

⑭ 取付管布設標準断面図（参考図）

※埋戻の転圧は施工後沈下が生じないように十分に行うこと。



- 掘削深さH=1.5m以内の場合



※ 2000 < H ≤ 2800 の場合は 2 段切梁り

- 掘削深さH=1.5mを超える場合

図 2-1 取付管布設標準断面図（参考図）

⑮ 水路と取付管との離隔について

水路と取付管の離隔については、下記の値を基本とする。

(I) 水路の場合

(イ) 底張りが有りの場合 D=30cm以上

(ロ) 底張りが無しの場合 D=50cm以上

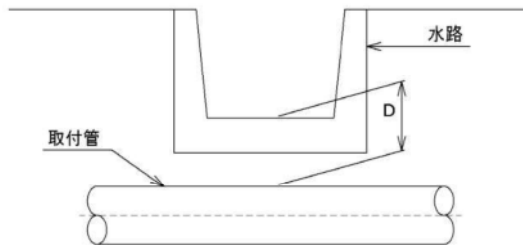


図 2-2 水路との離隔

(II) 側溝の場合

構造物の下端から離隔を10cm以上確保する。

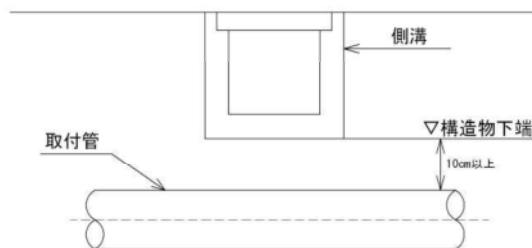


図 2-3 側溝との離隔

3 舗装工

(1) 舗装構成について

1) 市道（車道）について

1車線の市道の舗装復旧は以下を標準とするが、バス路線・市街中心部の道路、2車線以上の市道や国道・県道・都市計画道路等は道路管理者に確認して決定すること。

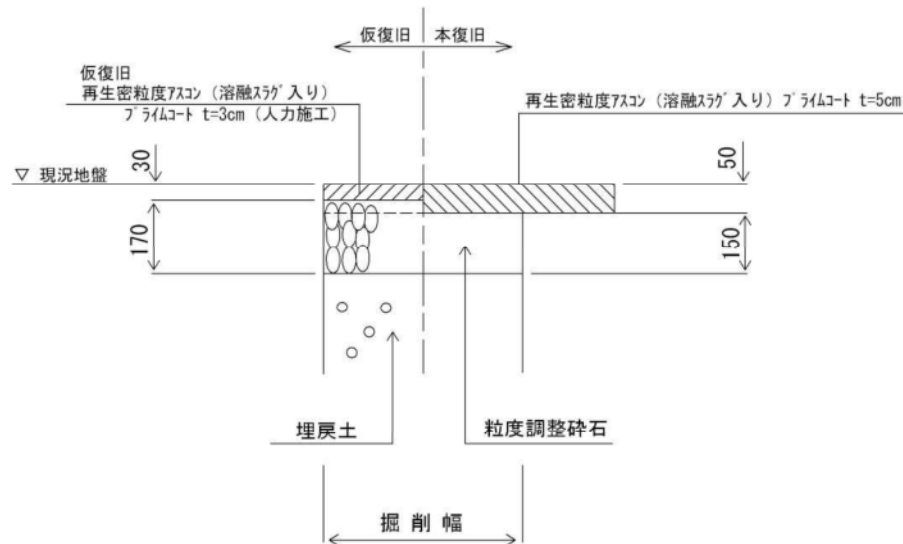


図 3-1 舗装復旧図（市道 車道部 打ち換え 参考図）

4 その他（施工手続き等）

- ① 「岡山市土木工事共通仕様書（平成27年4月）」に基づき施工を行うこと（特に「第9編下水道編 第1章管路」を熟読すること）
- ② 近接する地下埋設物や地上・地下工作物等を事前に調査等を実施し、影響が生じないように施工を行うこと（必要に応じて管理者と現地立会を行うこと）
- ③ 下水道関係の他に工事に必要な許可などの手続きを行うこと
 - 道路工事施工承認申請（道路法24条）
 - 道路占用申請（道路法32条）
 - 公共物使用協議（農道、水路等）
 - 道路使用許可
 - その他必要なもの
- ④ 歩行者や通行車両などの安全を確保するため交通誘導員の配置を検討すること
- ⑤ 申請時に「工事施工承認願提出書類チェックリスト」、完成時に「工事完成時提出書類チェックリスト」を提出すること。（提出必須）
- ⑥ 取付ます新設の場合には、完成時に「取付ます成果表」を提出すること。